

地域力活用市場獲得等支援事業（共同海外現地進出支援事業補助金）

<事業の概要・目的>

単独では海外現地進出が困難である中小企業者が共同グループを構築し、リスク・コストを低減等した形で行う共同海外現地進出の取組を支援します。

・海外現地での製造・販売の拠点準備

共同グループが現地において設立する製造拠点、販売拠点（代理店含む）の設置準備に要する調査等の費用を支援します。

・海外現地での取引先の獲得

共同グループによる取組が海外で事業として成り立つかどうか見極めるための販路開拓等に要する費用を支援します。

<支援対象>

対象者：中小企業者を主とする概ね10者以上の共同グループ
（代表の中小企業、支援機関等が補助事業費を管理）

対象経費：委託調査費、旅費、謝金等
（補助上限額 2,000万円：2/3補助）

共同グループ化の意義

- ・リスク低減
- ・受注の幅の拡大
- ・交渉・発信力の向上等

全国商工会連合会

・事前調査
・進出準備等

補助

中小企業者による
共同グループ

共同グループの
海外現地進出

<実施プロジェクト例>

①共同拠点型

海外現地に共同グループで設置する生産工場や営業拠点等において、共同による事業活動を実施するもの。

<事業計画の例>

海外現地の日系企業へ製品を販売するため、製造業の中小企業者が共同で会社を現地に設立し、現地で共同マーケティングを実施して受注獲得に取り組む事業計画。



②共同団地型

海外現地の工業団地等へ共同グループに参画する中小企業者がそれぞれ入居して、共同による事業活動を実施するもの。

<事業計画の例>

部品加工を行う中小企業者が海外現地のレンタル工場にそれぞれ入居し、各社の技術を結集したワンストップサービスによる優位性を活かして、事業活動に取り組む事業計画。



③現地提携型

海外現地企業を販売代理店とする提携等を通じて、共同グループの経営資源を組み合わせる海外市場進出を実施するもの。

<事業計画の例>

地域の特産品を活用して新興国市場での販路開拓を行うため、海外現地のパートナー企業を販売代理店として、共同で海外市場向けの製品輸出に取り組む事業計画。

共同海外現地進出支援事業補助金 よくあるご質問

(平成25年4月5日版)

区分	番号	質問	回答
補助 対象者	1	商工会の会員企業でなくても、本補助事業による支援を受けることができるのか。	商工会の会員企業でなくても、本補助事業を活用することができます。
	2	中小企業者のみ7者からなる共同グループは、本補助事業の支援対象となるのか。	支援対象となります。本補助事業への申請は代表者（1者に限る）を決めた上で、代表者が申請してください。
	3	共同グループに参画する中小企業者について、業種や地域性について要件はあるのか。	参画する中小企業者について、業種や地域性の要件はありません。
	4	共同グループに参画する事業者数の上限はあるのか。	上限はありませんが、自社の経営資源を持ち寄って共同海外進出に取り組む事業者のみが参画できるものとします。
	5	要件である「参画者がそれぞれの経営資源を有効に組み合わせて行う」を満たさない事例はどのようなものか。	単なる取引関係や資本関係にある事業者との連携であり、実質的に共同グループによる取組と認められない場合は補助対象とはなりません。
	6	参画する事業者が中小企業者に該当するかどのように判断すればよいのか。具体的な定義が定められているのか。	本補助事業における中小企業者は中小企業基本法に規定する中小企業となります。詳しくは以下の中小企業庁ホームページを参照ください。 (http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1)
	7	任意団体を本補助事業の代表者として、申請を行うことができるのか。	任意団体を代表者として申請することはできません。ただし、共同グループに参画することは可能です。
	8	大企業や銀行等は共同グループに参画することができるのか。	共同グループに参画することができます。ただし、中小企業者以外の参画者が事業に要した経費は補助対象外となります。 (大企業が海外渡航した場合の旅費等の経費は補助対象外となります)

区分	番号	質問	回答
	9	社団法人又は財団法人であれば、公益・一般にかかわらず補助対象者となるのか。	補助対象者となります。
	10	みなし大企業は、本補助事業では中小企業者に該当するのか。	みなし大企業（大企業の子会社等。具体的な定義は公募要領の参考資料1を参照）は、本補助事業では中小企業者として取扱いません。
補助 対象事業	1	共同海外進出の取組について、①共同拠点型、②共同団地型、③現地提携型以外の取組は、支援対象となるのか。	支援対象外となります。例えば、国内の商社を通して輸出に取り組む事業計画は本補助事業の支援対象外となります。
	2	共同海外進出の類型（上記①～③）により、支援を受けることができる内容が異なるのか。	共同海外進出の類型により、支援内容が変わることはありません。
	3	本補助事業で想定する進出先が複数（ASEAN数力国など）に渡る場合も支援対象となるのか。	複数地域を想定した共同海外進出事業計画でも支援対象となります。
	4	共同グループ内の一部企業（5社）がA地域、残りの一部企業（5社）がB地域に進出を目指すという共同グループは支援対象となるのか。	支援対象外となります。共同グループ全体（10社）の取組として、A・B地域への進出を目指す共同海外進出の取組であれば支援対象となります。
	5	昨年末に海外現地に共同グループの販売代理店を設置したところであり、本補助事業を通じて販路開拓等の支援を受けることができるのか。	本補助事業は、これから海外進出に取り組む事業計画を支援対象としており、既に海外現地に進出済みである場合は支援対象外となります。

区分	番号	質問	回答
	6	本補助事業期間中に共同グループによる海外現地進出を実現した場合は、進出後の事業活動に要する経費は支援対象から除外されるのか。	補助事業期間中に共同グループによる海外現地進出を実現した場合、補助事業期間中に事業計画に則って行う事業は引き続き補助事業の支援対象とします。
	7	既に共同グループとしてA地域に進出しているが、今後、新たにB地域に進出を検討している場合は支援対象となるのか。	B地域への共同海外進出は既に海外進出済みの取組に該当しないため、本補助事業の支援対象となります。
	8	共同グループの取組として、海外展示会への出展を計画しているが、支援対象となるのか。	将来的に海外現地に販売拠点を設置、又は海外現地企業と代理店契約を通じた製品輸出を行う事業計画の一環として取り組む展示会出展であれば支援対象となります。ただし、海外展示会の出展だけを目的とする単発的な取組である場合は支援対象外となります。
	9	補助限度額2,000万円、補助率2/3とあるが、具体的な支援規模はどれくらいになるのか。	共同海外進出に要する補助対象経費3,000万円に対して、2,000万円が本補助事業による補助限度額となります（補助率2/3）。
	10	補助下限額は設定されているのか。	交付決定時の補助下限額として100万円（事業費150万円）を超える事業計画である必要があります。
申請資料	1	補助金の申請を行う代表者を2者として、連名による申請を行うことはできるのか。	本補助事業における代表者は1者に限るため、代表者を2名として連名による申請を行うことはできません。
	2	（別紙1）2. 共同グループに参画する事業者一覧において、⑦具体的な協力内容は何を記載すればよいのか。	共同海外進出の取組において、当該事業者が担う役割、持ち寄る経営資源等について簡潔に記載ください。

区分	番号	質問	回答
	3	(別紙1) 2. 共同グループに参画する事業者一覧において、中小企業者以外に、共同グループに参画する者は何を想定しているのか。	大企業や銀行等で共同グループに参画する者を記載してください。ただし、中小企業者以外の参画者が事業に要した経費は補助対象外となります。
	4	(別紙2) 補助事業計画書の記載にあたり、図やグラフ等を用いても問題はないのか。	図やグラフ等を用いて記載することは問題ありません。
	5	(別紙3) 中小会計要領等への準拠に該当する中小企業がなくても問題はないのか。	中小会計要領等に準拠する中小企業が参画する場合は該当する企業名を記載することになりますが、該当する企業がない場合は空欄で問題ありません。
	6	(別紙4) 誓約書について、各者1枚を取りまとめて提出する場合、それぞれに押印が必要になるのか。	各者ごとに誓約書を提出することも可能ですが、その場合はそれぞれに各者代表者の押印が必要となります。
	7	提案データ入力票は、提出する必要があるのか。	提出を必須とします。記載内容は計画書の記載内容をそのまま転記いただくのみで結構です。
	8	様式を記載するにあたり、文字のフォントやサイズに制限はあるのか。	制限はありません。申請書が読みやすいように文字のフォントやサイズを調整いただいで構いません。
	9	CD-Rに保存する様式第1及び別紙4について、押印したものを保存する必要があるのか。	CD-Rに保存するものは、押印がなくても問題ありません。
	10	申請資料以外に参考資料を添付して提出することは認められるのか。	事業計画書に記載しきれない内容がある場合は、最小限に取りまとめた上で補足資料として添付してください(必須資料ではありません)。

区分	番号	質問	回答
その他	1	申請資料の提出方法として、持参は認められないのか。	郵送・宅配便による提出のみ受け付けることにしますので、持参による申請資料の提出は認められません。
	2	本補助事業に関する公募説明会は開催されるのか。	開催予定はありませんので、ご不明な点については問い合わせ先までお問い合わせください。
	3	採択公表時期はいつ頃になるのか。	平成25年6月上旬以降となる見込みです。